

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成27年6月3日

京都市長 門川 大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人金一志韓国伝統芸術院

### (2) 代表者名

諸 美正

### (3) 主たる事務所の所在地

京都府京都市上京区河原町通り今出川下ル梶井町 448-17 河原町トウキュウビル地下1階

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対し韓国伝統芸能文化の伝承者養成を図ると共に、芸能文化の交流を深め、それぞれの分野の表現方法や技を研鑽し、コミュニケーションを高め、それらを礎とし国際協力や人権擁護又は平和の推進に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成27年5月25日

(文化市民局地域自治推進室)